

請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果
総務教育	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願	28.3.3 不採択とすべきもの
	国に対して「消費税増税を中止する意見書」の提出を求める陳情書	28.3.3 みなす趣旨不了承
	新教育長承認に関する陳情	28.3.3 趣旨不了承
	中学校の学区撤廃に関する陳情	28.3.3 趣旨不了承
	非行・いじめの実態調査に関する陳情	28.3.3 趣旨不了承
	百人一首かるたに関する陳情	28.3.3 趣旨不了承

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

《例》

〇〇〇に関する請願（陳情）

平成 年 月 日

綾瀬市議会議長
〇〇〇 殿

紹介議員
(署名または記名押印)
請願（陳情）者
住所
氏名 〇〇〇 印

趣旨
理由

3月定例会で可決された意見書

有価物・資源物取扱者に対し、規制・指導できる体制を求める意見書

資源の再生業者に関しては、取扱物が廃棄物ではなく有価物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制対象外となり、有価物が高く積み、危険な状況であっても指導できない状況となっている。

綾瀬市では、平成26年に台風18号の雨風の影響を受け、鉄くず等積載の擁壁となっている鋼鉄板の塀が倒壊し、隣接地に鉄くずが崩れ落ちる事故が起きた。さらに平成27年には、リサイクル業者の廃材置き場で、堆積物に引火し長時間燃え続けるという火災が発生した。

今回は、幸いなことに人命にかかわる事故にはならなかったが、いつ、そうした事態になりかねない状況であることから、住民の不安が増している。

県では、廃棄物処理業者に対しては、日ごろから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例に基づき、規制・指導に当たっているが、有価物・資源物の取扱業者に対しては、法律や条例が整備されていないため、何の規制・指導もできていない。

よって、県においては、綾瀬市で起こった事故や火災を重く受けとめ、県民全体の安全・安心を確保するという観点から、有価物・資源物取扱者に対し、規制・指導できる体制（県条例）を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

綾瀬市議会議長 青柳 慎

神奈川県知事 あて

「小児医療費助成制度」による国民健康保険療養給付費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書

少子高齢化が進んでいる我が国において、人口減少に歯どめをかけ、持続可能な社会を形成していくためには、子育てに掛かる費用の負担を軽減し、若い世代が安心して子供を産み、育てるため、綾瀬市では、「小児医療費」を小学校6年生まで無料化し、子育てしやすい環境づくりに努めてきている。

しかし、制度として「小児医療費」への助成を行うと、国は地方自治体へのペナルティーとして、国民健康保険療養給付費等国庫負担金の減額調整措置を行っている。

この減額調整措置は、国が押し進める少子化対策に逆行した施策であり、厳しい財政のなか、地方独自の子育て環境の取り組みに対し、二重の負担を強いるものである。

よって、国においては、国民健康保険療養給付費等国庫負担金の減額調整措置を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

綾瀬市議会議長 青柳 慎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

6月定例会 あなたも傍聴してみませんか

審議日程（予定）	
2日(木)	本会議（議案審議）
6日(月)	市民福祉常任委員会
7日(火)	経済建設常任委員会
8日(水)	総務教育常任委員会
10日(金)	基地対策特別委員会
15日(水)	本会議（一般質問）
16日(木)	本会議（一般質問）
17日(金)	本会議（一般質問 予備日）
21日(火)	本会議（委員長報告～採決）

- ・傍聴の際、希望の方には議案資料を貸し出します。資料は10部限りです。窓口での申し込み順となります
- ・開会時間は午前9時、21日（火）は9時30分になります
- ・日程や時間は変更することがありますので、議会事務局に問い合わせてください

議会事務局
☎0467-70-5644
✉su3110@city.ayase.kanagawa.jp

※手話通訳をご希望の方は、傍聴2週間前までに議会事務局にご連絡ください。
▶ FAX 0467-70-5706

今後の予定	9月定例会	9月1日～9月27日
	12月定例会	11月29日～12月16日
	平成29年3月定例会	2月27日～3月23日

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。